

#### 4. 製品中有害物質の管理に関する今後の課題

3. では当面講ずべき対策をとりまとめたが、製品中有害物質の管理に関する今後の課題は以下のとおりである。

##### 4.1 製品中有害物質による潜在的な環境リスク及び資源の有効利用への対応

有害物質を含む製品が廃棄物となった場合、適正処理のためのコストが増加するほか、不法投棄や不適正処理がされた場合、環境負荷の増大や最終処分場への有害物質の蓄積など潜在的な環境リスクが生じる。また、使用済製品が途上国に輸出され、環境上適正な処理方策が確保されない場合には、製品中有害物質による環境汚染のおそれ指摘されている。さらに、環境負荷を全体として減少させるためには、重金属などの有害物質がどの程度ストックされていて、そこからどの程度環境中に放出されているか、あるいは新たに国内に投入される有害物質がどれほどあるかといったストックとフローの推定と把握が必要である。

一方、循環型経済社会づくりの法制度化により、循環型社会が形成されつつあり、再生資源を再び同じ製品群に使用する資源の有効利用が確立しつつある。

製品中有害物質による環境リスクに対応するとともに、資源の有効利用を円滑に進めるためには、資源政策、製品政策、廃棄物政策全体を俯瞰する視点から、製品中に含有される有害物質について、ライフサイクル全体における環境影響評価や当該物質の化学的リスク評価、代替物質の安全性評価や資源枯渇性を十分検討し総合的な管理方法の検討を行っていくことが求められる。

##### 4.2 廃棄物情報の提供のあり方

製品中の有害物質の含有に関する情報は、廃棄物の適正な処理方法を選択する上で、また製品中有害物質又は有用物質を効率的に回収またはリサイクルする上で、有用である。この情報が有効に利用されるためには、その情報の信頼性を確保することが必要であり、そのためには測定方法の明確化とともに、サプライチェーンの上流側から提供される情報を検証するシステムや、提供された情報が処理の段階で有効に活用されているかをレビューするメカニズムを構築することが望ましい。

また、今回情報の提供を検討しているのは産業廃棄物に限られているが、一般廃棄物として地方自治体の処理施設に搬入される製品のその後の処理過程においても有害物質情報が提供されるよう考慮しておく必要がある。

##### 4.3 グリーン製品の使用促進

現状では、製品に関する情報は生産者サイドからのものだけであり、グリーン購入のインセンティブにつながらない面がある。このため、情報の正確性を確保するための仕組みを構築して、公正な情報の伝達を図り、グリーン購入のインセンティブを高めることが望ましい。

#### 4.4 対象物質の追加

本報告では、情報を提供すべき製品中有害物質として、当面 RoHS 指令対象 6 物質を対象としたが、製品が生産されてから廃棄物になるまで数年から十数年経過することを考慮すると、環境汚染の未然防止の観点や、有害性だけでなく希少性、有用性の高い物質についても資源の有効利用を図っていく観点から、国際的な動向も考慮して、対象物質の追加を検討する必要がある。

#### 4.5 製品中の有害物質の削減

製品中の有害物質に起因する環境負荷を低減するためには、製品中の有害物質の削減を進めていく必要がある。

##### 1) 有害物質使用の管理

製品中の有害物質の使用を管理するにあたっては、環境リスクとともに、産業界の対応能力を考慮して、有害物質管理の将来像を見据えたタイムテーブルを作成することが望ましい。

最下流側の対策としては、製品中有害物質に起因する環境汚染の程度に対応して、有害物質をある濃度以上含んでいる製品を特別管理廃棄物に指定する、あるいは廃棄物処理業者が受け取らないという方法が考えられる。このようなシステムが導入されれば、有害物質をある程度以上含む製品は廃棄後に特別な管理を必要とすることになり、製品中有害物質の削減に有効に機能するものと考えられる。

一方、「製品中に有害物質を使用しない」として最上流の素材産業のところで措置を講じる方法も考えられる。こうした措置の検討に当たっては、関連する製造業に対してどのような影響を与えるかについて、整理しておく必要がある。「製品中に有害物質を使用しない」とした場合、同等の製品には有害物質の代替品が使用されることになるが、代替品の利用にあたっては、リスクアセスメントを実施する必要がある。EU では、RoHS 指令と REACH (化学品の登録・評価・認可) システムが一体となって代替品への移行をコントロールする構造となっている。

有害物質の含有を量の問題ととらえる場合、製品中に使用することが必須である場合には、ある程度の量以下なら許容されるという考え方もある。ただし、当該物質の使用が必須であるかどうかの判断は、専門家や消費者も入った形で合意形成していくことが望ましい。

##### 2) 輸入品の管理

現在では、国境を越えて製品が移動しており、例えば我が国で使用されているテレビの 96% は外国製となっている。このような状況では国内で製造された製品だけでなく輸入品も対象にした対策が必要である。特に、輸入品に関しては製造段階での規制よりも廃棄物となった段階で有効な手段が講じられるようなシステム作りを検討していく必要がある。